

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 13 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 55 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 43 条の 2 第 1 項、第 101 条及び第 115 条第 2 項 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 73 条第 1 項及び第 83 条第 2 項 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 60 条の 2 第 2 項並びに第 61 条第 1 項及び第 3 項 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 57 条の 2 第 2 項等
【法令のあらまし】	<p>【健康保険法施行令の一部改正関係】（第 1 条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の非常勤職員等であって健康保険の被保険者である者が育児休業を取得した場合について、育児休業中の健康保険料の免除等の措置の対象とする。 2 平成 23 年 4 月以降の出産について支給される出産育児一時金等の額について、39 万円（一定の要件に該当する病院等における出産については 42 万円）とする。 3 70 歳以上 75 歳未満の被保険者等が療養を受けた場合の高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額の経過措置を 1 年間延長する。 <p>【社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正関係】（第 7 条関係）</p> <p>社会保険診療報酬支払基金が健康保険の保険者から徴収する委託金の額の見直しを行う。</p>
【改正される法令】	健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号） 船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号） 国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）

WestlawJapan 法令あらまし

	国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号） 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号） 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 402 号） 社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成 11 年政令第 395 号） 私立学校教職員共済法施行令（昭和 28 年政令第 425 号）
--	---